

第369回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(企業庁関係付託議案)

第170号、171号、172号、173号、174号議案

- 1 企業庁職員の給与改定に係る令和6年度12月補正予算(案) 2

第176号議案

- 2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例中 関係部分 3

企 業 庁

第 170 号、171 号、172 号、173 号、174 号議案

1 企業庁職員の給与改定に係る令和 6 年度 12 月補正予算（案）

人事委員会勧告を踏まえた給与改定について、所要の措置を行うため、補正予算を編成する。

(1) 改定に伴う職員給与費 36,000千円

給与改定の内容

人事委員会勧告を踏まえた改定（令和 6 年 4 月実施）

- ① 給料表：平均 3.0% 引上げ 15,062千円
- ② 期末・勤勉手当：0.1 月引上げ（4.50 月→4.60 月） 20,938千円

(2) 補正予定額 （単位：千円）

会計	区分	当初予算額	今回補正額	計
水道用水供給事業	収益的支出	15,360,921	14,420	15,375,341
	資本的支出	7,504,651	1,480	7,506,131
	小計	22,865,572	15,900	22,881,472
工業用水道事業	収益的支出	3,550,559	7,400	3,557,959
地域整備事業	収益的支出	2,504,937	610	2,505,547
	資本的支出	7,385,700	8,590	7,394,290
	小計	9,890,637	9,200	9,899,837
企業資産運用事業	収益的支出	1,314,662	1,600	1,316,262
地域創生整備事業	資本的支出	2,274,934	1,900	2,276,834
計		39,896,364	36,000	39,932,364

第176号議案

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（企業庁関係）

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずる。

1 制定の概要

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1) 扶養手当

配偶者にかかる手当を廃止し、子の手当を増額。

受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施。

区分	R7	R8	R9
配偶者	6,500	3,000	0
子	10,000	11,500	13,000

(2) 管理職員特別勤務手当（令和7年4月）

平日深夜の対象時間について、0～5時を22時～5時に変更。

(3) 再任用職員の処遇改善（令和7年4月）

再任用職員に支給する手当に地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を追加。

(4) 特定任期付職員の勤勉手当の設定（令和7年4月）

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を設定。

（期末手当 3.45 月 → 期末手当 1.9 月、勤勉手当 1.55 月 計 3.45 月）

2 施行期日

令和7年4月1日